

議員発第 23 号

茨木市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年12月18日提出

提出者 茨木市議会議員

岩 本 守

西 本 睦 子

永 田 真 樹

大 嶺 さ や か

下 野 巖

岡 本 壱 郎

坂 口 康 博

茨木市議会議長

長 谷 川 浩 様

茨木市条例第 号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項、第2項及び第4項並びに第18条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第20条第2項中「聞く」を「聴く」に改める。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第22条第1項中「聞く」を「聴く」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインにより公聴会で意見を述べることができる。

第23条第2項中「聞く」を「聴く」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第25条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条第2項中「聞く」を「聴く」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインにより委員会で意見を述べることができる。

第27条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処置の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、前項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第31条の見出し中「印刷物の配布の許可」を「配布許可」に改め、同条中「資料、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月31日から施行する。